

# 山梨再発見写真・動画コンテスト企画運営業務仕様書

## 1 委託業務名

山梨再発見写真・動画コンテスト企画運営業務

## 2 業務の目的

山梨県が生み出す独自の価値を再構築し、“山梨らしさ”を具体的なかたちとして表現・共有することを目的に、山梨県の自然や風土、歴史、人々の暮らしや営み、そこから育まれた産業や文化など、多様な地域資源を山梨の「文化的テロワール」として体系的に整理・可視化する取り組みを進めている。

この一環として、“山梨らしさ”をテーマにした写真・動画コンテストを開催することで山梨の「文化的テロワール」を広く県民の皆様に認知いただくとともに、具現化した写真・動画を収集し、ライブラリとして蓄積し、各種コンテンツで活用する。

### <山梨の文化的テロワール>

本県には、自然や歴史、産業、そして人々の暮らしや営みに根ざした、個性豊かな地域資源が数多くあり、こうした資源を、単体ではなく、背景にある文化や風土、人々の想いとあわせて伝えていくことで、より深い魅力と価値が生まれます。

こうした背景を含めた総体を「文化的テロワール」と呼んでおり、土地ごとの物語や空気感を含めて価値を再構成し、外に伝えていく考え方であり、まさに「山梨らしさ」を形にしていく営みです。

山梨デザインセンターのホームページに山梨の文化的テロワールを紹介したページがあるので参考にしてください (<https://ydc.pref.yamanashi.jp>)。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務内容

### (1)写真・動画コンテストの企画及び運営等

#### ①写真・動画コンテスト企画

下記のコンテスト企画案及び募集概要案を参考に、山梨の「文化的テロワール」について十分理解したうえで希望者が参加できるように、名称等も含めて写真・動画コンテストを企画すること。なお、詳細は、山梨県と協議の上、決定することとする。

#### (コンテスト企画案)

(1) 名 称 : 山梨再発見写真・動画コンテスト

(2) コンセプト : あなたが思う“山梨らしさ”を写真や動画で伝えてください

(3) 部 門

本コンテストの応募対象は、本県の地域の風土（自然条件）と人々の暮らし・文化・

歴史が重なり合って生まれた山梨の「文化的テロワール」を表現した写真及び動画作品です。具体的には、以下のようなテーマを含む作品を対象とします。

- ・ 山・川・里山・農地などの自然環境と人の営みが感じられる風景
  - ・ 伝統行事、祭礼、信仰、慣習など地域文化を伝える場面
  - ・ 農業・林業・工芸・食づくりなど、土地に根ざした生業の様子
  - ・ 地域の日常や季節の移ろいを通して、その土地らしさが伝わる風景や情景
- 必ずしも特別な行事や有名な場所である必要はありません。日常の景色や暮らしなど、あなたが感じる地域の魅力を切り取った作品も歓迎します。

応募に当たっては、複数の部門に応募することは可能ですが、1部門当たり1作品までの応募とします。

- ① 写真部門 (Instagram)
- ② 縦型ショート動画部門 (Instagram) ※長さは30秒以内
- ③ 横型動画部門 (YouTube) ※長さは31秒以上5分以内

### (募集概要案)

作品募集期間：令和8年7月初旬～11月末まで（審査会：令和8年12月中旬実施）

結果発表：令和9年1月下旬（セレモニー（表彰式）実施）

募集部門：3部門

表彰作品数：部門ごとに最優秀賞1本、優秀賞3本、入選（本数は応募数により変動）

作品受付方法：Instagram、YouTubeへの投稿

※表彰作品については、山梨県（山梨県が許可した第三者を含む）が各種印刷物やWEBサイト・SNSへの掲載、イベントでの展示やイベント作成物への使用など山梨県のPR事業のために必要とする利用目的のために、撮影者の許諾なく、無償かつ無期限に利用できるようにするものとする（編集等を行ったうえで利用する場合もある）。

※応募数は写真部門1,000件程度、Instagram部門（縦型ショート動画部門）200件程度、YouTube部門（横型動画部門）100件程度を想定している。

※審査委員への謝金・交通費の支払いは、別途山梨県が行う。

※表彰者に対する賞金（景品）は、県が1,650,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額150,000円）の範囲内で別途用意する。なお、入選の本数のほか、具体的な賞金額、景品は契約後に山梨県と協議して決定する。

### ②チラシの制作及び配布など紙媒体による広報活動

写真・動画コンテストの周知及び作品募集のため、チラシ・ポスターをデザインして印刷・配布するほか、県内で配布される雑誌等の媒体に広告掲載を行い、本コンテストについて幅広い広報活動を行うこと。なお、印刷品目・数量、配布先、掲載先等は、県民等に広く周知が可能となるよう企画を提案すること（印刷、配送、掲載等にかかる費用は委託料に含める）。

#### a) デザイン・記載事項

写真・動画コンテストの魅力が伝わるデザインとし、山梨の「文化的テロワール」について十分な説明を行い、募集要項、応募にかかる注意事項等を記載すること。

b) チラシ・ポスターを作成する場合

複合商業施設、スーパー、書店、道の駅、写真店、スマートフォン販売店など県民が訪問する機会が多い施設20箇所以上に、制作したチラシ・ポスター等を、相手方の理解を得たうえで送付すること。また、山梨県にもチラシは1,000枚、ポスターは100枚を納品すること。

c) 雑誌等の媒体に掲載する場合

フリーペーパー、地域情報誌など媒体の種類は問わないが、PRに効果的な媒体を選定すること。

### ③特設ホームページの設置及び作品募集ページ等の制作

特設ホームページを第1階層として設置するほか、山梨の文化的テロワール周知ページ、作品募集ページ、結果発表ページ、アーカイブの各ページを第2階層以下として制作を行い山梨県にデザイン案を提示し、最終的なデザインについては山梨県と協議のうえ決定すること。また、閲覧時にスマートフォンやタブレット端末のウィンドウ幅に合わせた見やすく最適なサイト表示になるよう、自動的に切り替わる仕組み（レスポンシブデザイン）を導入すること。

なお、特設ホームページのほか、周知・作品募集のページについては、令和8年7月初旬を目途に設置・制作・公開すること。

#### <特設ホームページ、各ページの概要>

##### ◇特設ホームページ

各ページを統合するページ。コンテストの概要や応募テーマ、全体スケジュールなどコンテストの概略について掲載し、応募者コンクールの気運を盛り上げるとともに、山梨の文化的テロワール周知ページ等、各ページに遷移しやすい構成にする。また、トピック等話題性がある内容を毎月1件以上掲載するなど、動きのあるホームページを設定するよう心がけること。

##### ◇山梨の文化的テロワール周知ページ

山梨の文化的テロワールについて、山梨県デザインセンターのホームページなどを参考に、誰もが分かりやすい内容で説明する。

##### ◇作品募集ページ

募集要項の添付、審査基準を提示するとともに、サンプル画像、応募フロー図、Q&Aなど組み入れながら、応募に当たっての流れを分かりやすく説明する。加えて、問い合わせが可能（電話、メール等）となるよう、問い合わせ先も明示する。

##### ◇結果発表ページ

審査の状況を掲載するほか、受賞作品について、審査員のコメント入れる等などにより選定意図を明確にするなど掲載する。

##### ◇アーカイブページ

表彰作品を、県が別途提示するテーマ毎に仕分けして、ストーリー性を持たせ掲載する。※詳細は、(4)②を参照

- a) 特設ホームページの閲覧状況等を分析するため、必要なデータ（ページごとの閲覧数、流入元チャネル、外部リンククリック数）が取得できる仕組みを備えること。
- b) 運用開始後の運用負荷を考慮し、ISMAP クラウドサービスリストに登録された PaaS 又は SaaS 型のクラウドサービス上に構築すること。なお、原則として、日本国内のリージョンを利用すること。ただし、各種法令上の対応を応募要領等に盛り込むことを前提に、海外リージョンの利用を妨げるものではない。
- c) 「pref.yamanashi.jp」ドメインを利用すること。なお、利用にあたっては、山梨県新価値創造局DX課との協議に受託者も参加し、資料作成や調整対応への協力等ドメイン利用手続きに協力すること。
- d) WAF 機能によるセキュリティ対策を実装すること。
- e) 各種ウイルス対策、SSL/TSL などの通信暗号化などを実施し、掲載内容等の改ざん、サイトとサイト利用者間における通信内容の盗聴、サイトのなりすまし、管理・保有情報の漏洩などの情報セキュリティリスクに対応できる高い安全性を確保すること。
- f) Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari の各ブラウザにおいて、正常動作すること。
- g) 写真・動画コンテスト特設ホームページ、各ページの保守・管理・運営について  
保守・管理・運営を、令和9年3月31日（火）まで行うこと。また、障害発生時の対応は受託者の責任の下、問い合わせ対応から必要な作業（バックアップデータ等からのリカバリーやデータベースの修復作業等）を実施すること。なお、障害時対応策は受託者の経費負担により当該対応策を実施すること。
- h) 応募方法等について  
作品の応募については、写真部門、縦型ショート動画部門においては Instagram、横型動画部門においては YouTube への投稿を想定している。
- i) 特設ホームページの周知について  
完成した特設ホームページについて、写真・動画コンテスト情報サイト等の各種媒体への情報提供やSNS 広告等を行うことなどにより、一層の周知を図ること（なお、Instagram への広告は3回以上実施すること）。

#### ④機運醸成の取り組み

以下の例を参考に、山梨の文化的テロワールの浸透のほか、本コンテストの話題性を喚起、応募数確保のための効果的なエンゲージメントを SNS 上に構築すること。

- ・ 応募数を確保するため、著名なインフルエンサー、写真家等が本コンテストの応募要件を満たして作成した画像、映像をサンプルとして数点 Instagram に掲載する。
- ・ 写真・動画コンテストに実際に応募された作品が、特設ホームページで随時閲覧できるようにする。

#### ⑤写真・動画コンテスト運営

コンテストの運営、統括業務を担う事務局として以下の業務を行う。

- a) 応募要項の作成

- b) コンテストの進行・管理
- c) コンテストに関する問い合わせ対応業務 ※告知開始時から委託期間終了まで
- d) 応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理
- e) 審査委員選定 ※人選については県と協議の上決定する
- f) 審査会準備（作品のプリント、動画閲覧、会場手配等）及び進行、表彰作品の整理 ※表彰作品の選定については県と協議の上決定する。
- g) 事前審査の実施  
 応募作品の事前審査を行い、応募作品のうち写真部門は100作品程度、縦型ショート動画部門は50作品程度、横型動画部門は25作品程度まで絞ること。※審査の詳細については県と協議の上決定する。
- h) 表彰作品の画像チェック（作品として権利等の問題がないかどうかの確認）
- i) 表彰作品応募者の本人確認作業（個人の氏名、年齢、住所等の収集）
- j) 表彰作品は、山梨県（山梨県が許可した第三者を含む）は、応募作品を各種印刷物やWEBサイト・SNSへの掲載、イベントでの展示やイベント作成物への使用など山梨県のPR事業のために必要とする利用目的のために撮影者の許諾なく無償かつ無期限に利用できるものとするため、表彰作品の応募者から了承を得ること（編集等を行ったうえで利用する場合もある）。
- k) 表彰作品の応募者との連絡調整、原版データ取り寄せ
- l) データ納品

## ⑥セレモニー(表彰式)運営

表彰作品の応募者に対して表彰式を担う事務局として、以下の業務を行う。

- a) 会場借上、設営・撤去
- b) セレモニーの進行管理
- c) 表彰状の作成、賞状筒の準備
- d) 記念撮影
- e) そのほか開催にあたり必要となる内容の設定、物品の調達

## (2)アーカイブページの構築

### ①アーカイブページについて

特設ホームページ内に、上記4（1）③にアーカイブページを作成し公開すること。

- a) 各部門の表彰作品について、山梨県デザインセンターが公表（令和8年4月10日公表）した『山梨とは何か 歴史・風土・人の営みが織りなす文化的テロワール』で整理された4つの視点である
  - ・豊穡なる大地      ～自然と文化が織りなす暮らし～
  - ・清澄なる水の恵み      ～山梨を潤し、はぐくむ生命の流れ～
  - ・未来を拓く精神      ～開拓と挑戦の軌跡～
  - ・結びつきをつむぐ      ～共同体が支える絆と相互扶助～
 ごとに編成のうえ、公開すること。詳細については、県と協議の上、決定することとする。

b)アーカイブページの保守・管理・運営について

写真・動画コンテスト特設ホームページの保守・管理・運営に合わせ、令和9年3月31日（水）まで行うこと。

c) 移管業務

契約期間満了後においても、アーカイブページを含め、当該フォトコンテストのページは存置する予定である。このため、受託者以外の者においてもメンテナンス等が可能となるよう、引き継ぎのための運用マニュアルを作成すること。

## 5 成果物

### (1)作品画像・動画データ

#### ①表彰作品について

データをDVD等に保存し、表彰者名、作品名等を記した一覧表を添え、令和8年12月末までに山梨県へ提出すること。

#### ②その他の作品について

応募総数、投稿者名、作品名等を記した一覧表を業務完了後10日以内に提出すること。

### (2)委託業務完了報告書

委託業務が終了したときは、業務完了後10日以内に提出するものとする。

- ・委託業務完了報告書（紙媒体2部及びDVD等による電子データ1部）
- ・当該業務の遂行過程で取得、作成したデータ・資料等（運用マニュアルを含む）
- ・当該業務の遂行過程で制作したもの

## 6 評価指標(KPI)

### (1)アウトプット指標

- ・応募総数1,300件以上（写真部門（Instagram）：1,000件以上、縦型ショート動画部門（Instagram）：200件以上、横型動画部門（YouTube）100件以上）
- ・本年度、県が作成するプロモーション動画への活用が可能な素材が5件以上収集

### (2)アウトカム指標

- ・山梨の「文化的テロワール」の可視化を通じて、県民が「山梨らしさ」を共有・再認識し、地域のアイデンティティが高まった状態。
- ・将来の山梨の姿をともに描きながら、山梨ならではの魅力を活かした差別化と高付加価値化が図られている状態。

## 7 留意事項

- (1) 本業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容、実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (2) 本業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、山梨県の担当者との連絡調整を密にし、山梨県からの求めに応じて遅滞なく実施状況を報告すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用し

たりしないこと。

- (4) 受託者が本業務で作成した成果品及び資料等について、著作権（著作権法第21条から第28条までの権利を含む）、所有権等その他の一切の権利は、第三者が権利を有するものを除き山梨県に帰属するものとする。また、受託者は、成果品及び資料等を山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならず、成果品及び資料等の著作権者人格権について将来にわたり行使しないこと。
- (5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分に留意すること。特に、表彰作品は、山梨県のPR事業のため活用することから、他者の権利を侵害しないように作品の収集にあたっては細心の注意を払うこと。
- (6) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (7) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、本業務の一部を再委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (8) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (9) 事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合や業務執行上やむを得ない事情が発生した場合など、当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、山梨県と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (10) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第50号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること
- (11) 特設ホームページ等の安定的な運用を確保するため、次のサービスレベルを満たすこと。  
なお、これら以外の項目については別途協議する。

No.	項目	目標値
1	サービス提供時間	毎日24時間
2	オンラインレスポンスタイム	3秒
3	システム稼働率	99.5%
4	RPO（目標復旧地点）	1日前
5	システム再開目標（大規模災害時）	2週間以内に再開
6	問い合わせ対応	受付：24時間365日（メール受付含む） 回答：翌営業日
7	計画停止	委託期間内3回以内。1週間前までに通知